新見市教育委員会　１０月定例会　会議録　【 公 開 用 】

１　日　　時　　令和８年１０月２２日（木）　午後２時００分から

２　場　　所　　新見市役所南庁舎　３階大会議室

３　出席委員の職・氏名

教　育　長	後　藤　秀　則
職務代理者	松　井　健　一
委　　員	溝　尾　妙　子
委　　員	長谷川　　綾
委　　員	三　上　ゆ　み

４　欠席委員の職・氏名

なし

５　説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	岩　井　等　司
生涯学習課長	三　村　真　司
学校教育課長	高　木　亮　彦
教育連携推進課長	掛　屋　正　美
教育総務課長	忠　田　　真

６　記　　録

午後２時００分　　着　席

（令和８年１０月２２日（木）午後２時００分から午後３時３０分）

1　開　　会

2　教育長あいさつ

3　前会会議録の承認

忠田課長	（新見市教育委員会９月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。）
後藤教育長	前会会議録は承認と決します。

4　教育長報告

後藤教育長	（前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。）

5　事務局報告

各事務局員	（教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。）

6　議　事

議案の部

議第４２号　令和８年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

後藤教育長	続いて６の議事に移ります。 議案の部、議第４２号令和８年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明をお願いします。
高木課長	議第４２号、令和８年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認についてでございます。資料をご覧ください。新規で１名の世帯から申請をいただいております。ひとり親家庭になられたことを受けて、児童扶養手当の受給が開始されたことに伴い、申請を受け付けたものでございます。詳細につきましては資料の２ページに記載しておりますのでご確認いただいて、後ほど回収させていただけたらと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
後藤教育長	ご質問はございますでしょうか。
各委員	（なしの声）
後藤教育長	それでは議第４２号については承認とさせていただいてよろしいですか。

各委員	（はいの声）
後藤教育長	議第４２号、令和８年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認については承認と決しました。

議第４３号　新見市指定文化財の指定解除について

後藤教育長	続きまして議第４３号、新見市指定文化財の指定解除について説明をお願いします。
三村課長	それでは議第４３号、新見市指定文化財の指定解除について説明をいたします。市指定の重要文化財、建造物にあたりますが、これに指定をしております青龍寺観音堂につきまして、令和６年１１月２８日に青龍寺より檀家の減少などにより、観音堂の現状を維持することが困難で既存の観音堂を取り壊して新築することとなったために指定文化財の指定解除についての要望が提出されました。 その後、新見市文化財保護条例第１１号の規定によりまして、新見市文化財保護審議会に諮問いたしました結果、本年６月２日に開催された審議会におきまして、「指定文化財の解除やむなし」として出席者全員の了承を得ております。つきましては、第５条の規定によりましてして指定文化財の指定解除を行うものでございます。 以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
後藤教育長	ご質疑はございますでしょうか。
各委員	（なしの声）
後藤教育長	それでは議第４３号については承認と決してよろしいでしょうか。
各委員	（はいの声）
後藤教育長	議第４３号、新見市指定文化財の指定解除については承認と決します。

議第４４号　新見市放課後児童クラブ設置条例の制定について

後藤教育長	議第４４号、新見市放課後児童クラブ設置条例の制定について説明をお願いします。
掛屋課長	教育連携推進課から議第４４号、新見市放課後児童クラブ設置条例の制定について説明いたします。各運営委員会において設置、運営さ

れております放課後児童クラブにつきましては、支援員不足の対応や保護者負担の軽減を図ることを目的としまして希望するクラブの公設民営への移行を進めております。先般９月１０日に業務委託事業者を選定いたしますプロポーザルにおきまして、市内高尾に事務所をおきます合同会社プラスフィールドを選定しており、全１４クラブのうち、希望のあった９クラブにつきまして、令和９年１月１日から公設民営方式への移行に伴い設置クラブや利用に係る所要事項を定めるため新たに条例を制定するものであります。該当の９クラブにつきましては、別表１の名称や設置場所、別表２の負担金、これは利用料金ですけれども、現在の内容をそのまま継承する内容としております。この他申し込み手続きや開設時間などにつきましては、今後規則において定めますけども、こちらにつきましても現状どおり継承する予定としております。なお、別表１の３段目、高尾のもみのき児童クラブにつきましては国道を挟んだ高尾小学校向かいの旧高西幼稚園の建物を活用しておりますけれども、施設の老朽化等の課題もありまして、これを機に小学校の空き教室の活用が可能かどうかを検討しているところであります。調整が整いましたら、小学校への移設の可能性がありますのでご承知おきいただければと思います。なお、本日のこの教育委員会での承認をいただきましたら、市議会１２月定例会に提案してまいりたいと考えております。 以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

後藤教育長　　議第４４号についてご質疑ございますか。

松井職務代理　　利用料金について現状を引き継いだということですが、この全クラブが現状同じ額で運用されていると理解すればよろしいでしょうか。それから残りの今回入っていない５クラブも同額で運用されているのでしょうか。それは今後も変わらないという理解でよろしいでしょうか。

掛屋課長　　まず、１点目ですけれども各クラブとも同じ料金、共通の利用料金を設定しており、この額でやっております。それから残りの５クラブは引き続き補助金による運営になりますけれども、同じ負担金で運用していただくようになります。

後藤教育長　　よろしいでしょうか。

松井職務代理　　はい。

後藤教育長　　外にございますか。

各委員	（なしの声）
後藤教育長	ないようですので､議第４４号は承認とさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	（はいの声）
後藤教育長	それでは議第４４号、新見市放課後児童クラブ設置条例の制定については承認と決します。

議第４５号　新見市立刑部小学校の移転について

後藤教育長	続きまして議第４５号、新見市立刑部小学校の移転について説明をお願いします。
忠田課長	議第４５号、新見市立刑部小学校の移転につきましてご説明をさせていただきます。現在、大佐中学校区にあります刑部小学校と大佐中学校を一体とした施設一体型の小中一貫校につきまして、令和９年４月の開校を目指して整備を進めているところでございます。校舎の新築工事は順調に進んでおり、校舎部分につきましては２月の中旬頃までには完成する予定としております。その後検査を経て３月中の引っ越し、そして４月の開校というスケジュールで準備を進めてまいりたいと考えております。新校舎につきましては現在の大佐中学校の敷地内に建設しており、完成後は刑部小学校、大佐中学校の両校が引っ越し作業を行うこととなりますけれども、刑部小学校につきましては場所を移転することとなります。そのため本会で学校の移転につきまして、正式に承認をいただきたくご提案をさせていただくものでございます。現在地及び移転後の位置、また移転時期につきましては１枚めくっていただき、刑部小学校の移転についてという紙に記載しているとおりでございます。所在地が現在地から移転後の位置に変更になります。なお、本議案で刑部小学校の移転についてご承認をいただきましたら、この後議第４６号で関連する条例改正のご説明をさせていただきたいと思っております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
後藤教育長	ご質疑はございますか。
各委員	（なしの声）
後藤教育長	議第４５号、新見市立刑部小学校の移転については承認と決してよろしいでしょうか。

各委員	（はいの声）
後藤教育長	それでは承認とさせていただきます。

議第４６号　新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について

後藤教育長	続きまして議第４６号、新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。
忠田課長	それでは議第４６号、新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。資料をご覧いただければと思います。先ほどご説明をさせていただきました、大佐小中一貫校の開校に伴いまして刑部小学校の所在地が変更されることとなります。学校の名称より位置を定めております当該条例の一部を改正する内容になっております。資料の２ページ、３ページをご覧いただければと思います。内容としましては、３ページの新旧対照表の別表、小学校の区分の中で刑部小学校の位置の表記を新見市大佐永富１５９２番地から新見市大佐永富１７４５番地に改めるものでございます。施行期日につきましては２ページの改正文の附則にございますとおり、令和９年４月１日と規定しております。なお、大佐中学校の敷地内に新校舎を建設することから大佐中学校の位置については変更ございません。また、本条例の改正案につきましては本会で承認いただけましたら、令和８年１２月新見市議会定例会に議案として提出したいと考えております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
後藤教育長	ご質疑はございますか。
長谷川委員	小学校の名称についてはいつ変わるのでしょうか。刑部小学校のままですか。
忠田課長	はい。名称につきましては、刑部小学校、大佐中学校とそのままです。令和６年度の小中一貫校設立委員会で学校の名称等を審議してこられましたけども、実は条例上は刑部小学校、大佐中学校のままになります。そして愛称として、「おおさ学園」を使わせていただくということで、学校の校門などにも「おおさ学園」という表記がありながら新見市立刑部小学校、大佐中学校の表記になり、条例上は名称の変更はなしとなっております。
長谷川委員	ありがとうございます。

後藤教育長	外にございますか。
各委員	（なしの声）
後藤教育長	ないようですので、議第４６号は承認とさせていただいてよろしいでしょうか。
各委員	（はいの声）
後藤教育長	議第４６号、新見市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例については承認と決します。

協議・報告の部

報第２２号　令和８年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

後藤教育長	報第２２号、令和８年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について説明をお願いします。
忠田課長	報第２２号、令和８年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご説明をさせていただきます。教育委員会８月定例会におきまして、ご承認をいただいております令和８年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書、令和７年度事業分につきまして、新見公立大学特任教授の原田信之様、また元小学校校長の小林義宏様に評価を依頼させていただきまして、冊子の４４ページ以降にいただいたご意見を掲載させていただき、冊子として取りまとめをさせていただきましたのでご報告をさせていただきます。委員の皆様方には、お目通しいただければと思います。 なお、今後この報告書につきましては市長及び市議会へ提出するとともに市のホームページで公表する予定としておりますので、ご承知おきください。この度は会議評価をいただきました２名の方の意見を追加させていただいて皆様にお配りしておりまして、それ以前のものにつきましては８月の定例会でそれまでの内容をご審議いただいていたというものでございますのでご承知おきいただければと思います。
後藤教育長	何かご質疑はございますでしょうか。
各委員	（なしの声）
後藤教育長	よろしいでしょうか。

各委員	（はいの声）
後藤教育長	それでは以上で議事を終了したいと思います。

7　閉　会

後藤教育長	１０月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。
（閉会時刻）	（午後３時３０分）